

千代田区公式 X 運用ポリシー

平成 24 年 8 月 23 日
24 千政広報発第 68 号
一部改正 平成 25 年 3 月 1 日
24 千政広報発第 193 号
令和 7 年 4 月 1 日
7 千政広報発第 2 号

(目的)

第 1 条 このポリシーは、区が X（旧ツイッター）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) X（旧ツイッター） インターネットを利用し、140 字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段
- (2) 公式 X 千代田区が設置・運用するユーザー名から発信する X
- (3) アカウント X を設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (4) ポスト X に文章を投稿する行為、および投稿された文章
- (5) リプライ 他のユーザーのポストに返信をすること
- (6) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿すること
- (7) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように、アカウントを登録すること

(運営主体)

第 3 条 公式 X の運営主体は千代田区とし、アカウントの管理、ポストの発信は、政策経営部広報広聴課が行う。

2 ユーザー名は、chiyoda_city とする。

(アカウント運用者の明示)

第 4 条 X で流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式 X のユーザー名を、千代田区ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第 5 条 本運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式 X のプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式Xでは、次に掲げるものをポストする。

- (1) 千代田区内で発生した地震や、大雨・暴風などの気象情報
- (2) 千代田区内で発生した災害情報
- (3) その他、政策経営部広報広聴課長が適当と認めるもの

(リプライ、リポスト、およびフォローの制限)

第7条 公式Xは、情報提供の手段として運用するため、原則として、区のポストによる情報発信のみを行う。

- 2 リプライは原則行わない。ただし、国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が発信したポストで、特に政策経営部広報広聴課長が必要と認めるものは、この限りでない。
- 3 他のユーザーが投稿した内容について、リポスト及びフォローは原則行わない。ただし、国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が発信したポスト及び開設したアカウントで、特に政策経営部広報広聴課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(千代田区ホームページとのリンク)

第8条 ポストに記載するリンクのリンク先は、原則として千代田区ホームページのみとする。ただし、国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が開設したホームページで、特に政策経営部広報広聴課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第9条 その他、このポリシーの実施について必要な事項は、政策経営部広報広聴課長が、別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この運用ポリシーは、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この運用ポリシーは、令和7年4月1日から施行する。